

## 一町の人口

昭和45年2月1日現在  
住民台帳人口38,007人

内 男 18,714人

女 19,293人

世帯数 11,367戸

(増) 345人

1月中 (減) 281人



1970.2.10.

No. 98

発行所 福生町役場

発行兼 企画調査室

編集人 電話51-1511・内線221



『ぼくらはもうすぐ一年生』

### 春を待つ新入学児の健康検査

1月23日、今年の春小学校へ入学するみなさんの簡単なテストと身体検査が各小学校でおこなわれました。あいつぐ寒波のためきびしい寒さの続く毎日ですが、春の入学を待つみなさんはとても元気です。「今日はだれと来ましたか」「左の眼はどれですか」「この○と△をはさみで切り取ってください」など簡単なテストもみんなはきはきと答え、もう一年生に入学したようです。

身体検査も病弱の人もなくみんな立派な体格でした。

なお、今年は昨年より60名多くみんなで 667名のみなさんが小学校に入学します。

No. 98

# みんなで助けあう交通災害共済

昭和45年度分を3月1日から受付

福生町の交通事故は福生警察署管内でも一番多く発生し、幸福な家庭を一瞬にして不幸のどん底へおとしいれています。このような悲惨な交通被害者を町民のみなさんがお互いに助けあっていくために、現在、東京都の町村（羽村町を除く）が一体となって交通災害共済制度を実施しております。昭和44年度分については3月31日で効力を失い昭和45年分については3月1日から受付ますので、万一にそなえ、多くの方が加入されますようおすすめします。

この制度は昭和43年から実施しておりますが昭和44年度の事故率をみますと今年度の途中ですでに加入町村全体で加入者二八六人に一人が受給しているのに対し福生町では一七五人に一人が受給しております。この数字はいかに福生町住民が交通災害共済に入れる必要があ

## 激増する見舞金受給者

るかを示しております。

なお、現在の交通状況をみますと今年に入ってまだ1月が終ったばかりというのにすでに町内の事故は死亡事故二件を含む一〇二件が発生しており一日に三件から四件の事故が町内のどこかで発生しております。

### 加入できる人

福生町に住民登録、または、外国人登録をしている人

### 共済加入金(掛金)

大人	年額	二五〇円
中学生以下	年額	二〇〇円

なお、年度の途中で申し込まれた場合でも掛金はかわりません。

### 共済期間

昭和45年4月1日から翌年3月31日まで、年度の途中で申し込まれた場合は、申し込まれた日の翌日からその効力が発生いたします。

### 見舞金の内容

死亡の場合………50万円

金治一年以上の場合………15万円  
金治六年以上の場合………10万円  
金治三年以上の場合………5万円  
金治一年以上の場合………2万円

### 見舞金の支給制限

この制度は、交通災害のための助けあい制度であるとともに交通事故を少しでもなくそうといふ意味もあり、自殺、よっぽうに運転、免許証など故意

による事故、または、天災による交通事故には見舞金を支給いたしません。

### 加入申込期間

加入の申し込みは、3月1日から3月31日まで役場総務課交

通災害係または各町会長さん

が受け付けております。なお、昭和45年4月1日から翌年3月31日までの間は、役場住民課窓口で

取扱います。

### 加入の手続き

加入手続きを簡単にするため各町会長さんがお取扱いいたし

ます。加入される人は、各世帯ごとに「東京都町村交通災害共

済加入申込書(予約)」に加入者名その他を記入のうえ、現金を添えて町会長さんへ申し込んでください。なお、生活保護家庭は申込みの必要はありません。

各町会の取扱期間は、つきのとおりです。

3月1日から3月31日までの間

取扱う町会

熊谷団地、南、内出、武藏野

鍋一、鍋二、富士見台、福栄

熊生、牛一、牛二、原ヶ谷戸

志茂一、志茂二、

加美平団地は、3月17日、18日

の二日間、午前10時から午後3時まで加美平団地集会所で出張受付いたします。

の二日間、午前10時から午後3時まで加美平団地集会所で出張受付いたします。

### 見舞金の請求方法

見舞金の請求については、つ

ぎの区分にしたがって役場総務課交通災害係へ請求してください。

見舞金の請求書類

一、共済見舞金請求書  
二、交通事故証明書  
三、診断書  
四、死亡した場合その証明  
五、持参するもの

三、診断書  
四、死亡した場合その証明  
五、持参するもの

一、身体障害者見舞金請求書  
二、加入者証  
三、印鑑

一、身体障害者見舞金請求書  
二、身体障害者見舞金請求書  
三、手帳  
四、印鑑

一、加入者証  
二、身体障害者見舞金請求書  
三、手帳  
四、印鑑

一、身体障害者見舞金請求書  
二、身体障害者見舞金請求書  
三、手帳  
四、印鑑

# 所得の申告は忘れずに

2月16日から3月16日まで受付

みなさん、今年も所得税、個人事業税、住民税の申告をしていました。

前年中（昭和44年1月から12月まで）に所得のあった人は、各々忘れずに該当する申告書を申告期

間中に必ず提出してください。

申告期間

2月16日～3月16日まで

## 所得税の確定申告

所得税は税務署へ申告し納税す

る税金で、商業などを営む人や貸

家などのある人また給与所得者の

うち給与支給の際所得税の源泉徴

収をされていない人などで、前年

中の所得の合計額から所得控除の

合計額を差引きなお所得金額に残

額のある人は、所得税の確定申告

書を提出してください。

事務所または事業所々在地の都

道府県に申告するもので、第一種

事業、第二種事業、第三種事業を

営む個人で所得税の確定申告をす

る人は、事業税の申告書を提出す

## 個人事業税

申告義務がある人は、西多摩事務

所へ申告してください。

(1) 勤務先から給与支払報告書が提出されない人

(2) 給与所得のほかに農業、

## 昭和44年分の譲渡所

日 時 3月9日 午前9時から午後3時まで  
場 所 福生町役場二階会議室

得は有利な方法で  
三税の共同受付を  
ご利用ください

確定申告書は2月10日頃まで  
に個人宛に郵送いたします。

なお、該当者で申告書が届かない  
人は、税務署または役場税務課へ早  
くご連絡ください。

東京都では道路管理の万全を図  
るために、新しく道路情報モニター  
を設置することになりました。

福生関係ではつぎの方が東京都  
建設局長から道路情報モニターと  
して委嘱を受け既に活躍してお  
ります。そこで、みなさんの周囲  
で落石や土砂すべりなど道路の異  
状事態を発見したり、聞いたりし  
た場合には、よりの情報モニタ  
ーに対しても知らせください。

渋谷綾子さんが  
道路情報モニターに

申告書の送付  
申告書は2月10日頃まで  
に個人宛に郵送いたします。

なお、該当者で申告書が届かない  
人は、税務署または役場税務課へ早  
くご連絡ください。

2、受付場所 福生町役場総務課  
管財係

3、参加願の様式その他  
東京都に準ずる

1、受付期間 2月2日から3月  
31日まで

2、受付場所 福生町役場総務課  
管財係

3、参加願の様式その他  
東京都に準ずる

等の不動産を譲渡した場合、いま  
までは他の所得と合算して譲渡所  
得の確定申告を行なっていました  
が、昭和44年の法改正に伴い、  
昭和44年の譲渡所得の申告は、  
総合課税と（今までどおり他の  
所得と合算して計算する）か分離  
課税（他の所得と合算しないで譲  
渡所得だけで計算する方法）かど  
ちらか有利な方法を選択して申告  
することができます。

ただし、この方法は昭和44年分  
だけでも昭和45年分から昭和50年  
分までの譲渡所得については、す  
べて分離課税の方法により申告す  
ることになります。

なお、譲渡所得の人は、い  
ずれの場合も必ず確定申告をして  
ください。

## 指名参加願について お知らせ

今年の4月1日から一年間、福  
生町が発注する工事の請負、設計  
測量等の委託、修繕の請負及び物  
品の買入れなど、指名参加願をつ  
きにより受け付けておりますので、  
希望者は期日までに提出してください。

3、参加願の様式その他  
東京都に準ずる

1006

分列行進する団員の裏姿



# 防火態勢に意気あらた

## 福生町消防団出初式

新春恒例の出初式が一月十一日  
第五小学校々庭でむごなわれまし  
た。消防団長の訓辞のあと、二一  
名の団員は指揮者の号令のもと

に分列行進、ポンプ操法訓練、一  
斉放水、泡沫液を使用しての油性  
火災消火訓練などきびしこと實施  
し、優秀な福生町消防団の力を見  
せてくれました。

なお、町の消防のために尽力さ  
れてきた方々が団長から表彰さ  
れました。

表彰者（敬称略）  
35年勤続功労章  
設楽五一

15年勤続功労章  
石川泰一、村野要作、上野清

10年勤続功労章  
石川俊雄、石川和良、木村久  
雄、小林登、森田勝夫、小林  
昭、天野治雄、渡辺治衛、清  
水雅則

5年勤続功労章  
高橋光夫、野口秀世、木谷利  
久、磯村一、吉崎英男、森田  
治男、川島静雄、松永忠男、  
山崎弘男、高橋俊三、石上全  
志、笛本重男、森田安明、森  
田美雄、村尾達、細谷忠作、  
清水孝夫、村野末男、深沢修  
優良章  
野島宗夫、小林 登、清水信  
作、森田治男、笛本重男

精勤章  
竹田博行、菅沼勝利、宇佐美  
清、渡辺嘉蔵、西川基一、森  
田忠雄、清田正勝、志村隆、  
秋山彬、鈴木暉一郎

## 火災シーズンです 火の元には十分注意を

### 生活の中に 防火の習慣

失命や大切な財産を  
失なわないよう火  
の取り扱いについ  
ては十分注意いた  
しましよう。

一方で火災をお  
こさないよう、つきのようなこ  
とを日常生活の中に習慣づけま  
しょう。

安全な正しい使  
用方法を心がめ  
てください。

▽ 一度火の元をたしかめる  
▽ たばこの投げ捨てと寝たば  
この防止  
▽ 石油ストーブ、ガスストー  
ブの使用は特に注意する

▽ ふだんから消防の準備をし  
ておく、(バケツ一杯のくみ  
置きなど)

▽ 家族で防災会議を開き非常  
時にそなえ話し合っておく

### 火災から いのちを守ろう

▽ ふだんから消防の準備をし  
ておく、(バケツ一杯のくみ  
置きなど)

▽ 火災が発生したら、まず一九  
番へ通報し、火災の場所と主な目  
標物と何が燃えているかをあわて  
てはっきりと知らせてください。

▽ 不明確の通報では、消防車の出  
動がおくれることがあります。

### 家庭に 防火のくふうを

火災から生命、財産を守るために  
火を使う場所の周囲は不燃性  
のものに改善したり、万一にそ  
なえ避難方法等を研究しておき  
ましょう。

▽ 老人や子どもなどはすぐ逃  
げられるところに寝かす  
▽ 寝室が二階以上の家では避  
難方法をふだんからよく考え  
ておく



### 家庭と町に 防火の体制

ないようにする  
火災が発生し、外へ逃げた  
らふたたび物をとりに戻らな  
い。

▽ 逃げ遅れた人がいたらすぐ  
現場の消防団員に知らせる

### 火事になつたら あわてずに 一一九番へ通報

もを残して外出しない  
火事が発生し、外へ逃げた  
らふたたび物をとりに戻らな  
い。

▽ 現場の消防団員に知らせる

# 児童手当受付中

該当者はお早やめに請求を

東京都及び町では現在児童手当を受付中です。この手当は他の公的年金、手当などの給付を受けている方でも支給されます。なお、2月29日までに申請した方は12月1日に申請があったものと見なしで、手当を支給します。

## 一般児童手当

義務教育終了前の児童を三人以上扶養している家庭の三人目から児童(一人月額三〇〇円)

20才未満の方で、愛の手帳1・2・3度の精神薄弱児及び身体障害者手帳1・2級の身体障害者児童また脳性麻痺または進行性筋萎縮の方(一人月額五〇〇円)

## 遺児手当

現在着工中の工事はつぎのとおりです。

- ◎ 4小体育館建設工事 工費 2,150万円 完成は昭和45年3月20日
- ◎ 第3小学校増築工事 工費 610万円 完成は昭和45年2月28日
- ◎ 横田基地周辺排水路工事 (下河原地区) 工費 2,720万円 完成は昭和45年3月31日
- ◎ 2・2・2街路建設工事 (福生駅東口前~福生病院) 工費 1,930万円 完成は昭和45年3月31日
- ◎ 福祉センター建設工事 工費 1億1,795万円 完成昭和45年6月末日

前福生町福寿会連合会会长だった森田多三郎氏(福生町熊川七三六七二才)は、「わたしの連合会長當時からの念願がかなってこんな嬉しいことはありません。この

福祉センター備品費に十万元を寄附

森田多三郎氏が

保護者の町民税の所得割額が一万五千円以上(父母がともに働いているときは、その合算額)課せられているときは、その年度中は支給を停止します。

支給の停止

につきに該当する義務教育終了前の児童の手当を申請しようとする方は、(1)父もしくは母が死亡しました(2)父もしくは母が離婚した児童(3)父または母が一年以上生死不明である児童(4)父または母に一年以上遺棄されている児童(5)父または母が法令により一年以上拘禁されている児童(6)母が婚姻によらないで懲躬した児童(一人月額二〇〇円)

手当を申請する場所に申請書につきの書類を添えて申出ください。

1、町民税の額を証する書類

(課税証明書)

2、障害児の手当を申請する場所に申請書につきの書類を添えて申出ください。

3、遺児手当

他区市町村に本籍のある方は戸籍謄本などをその事実を明らかにすることができる書類

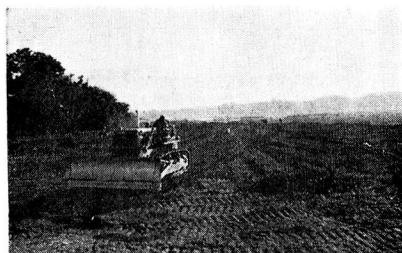
なお、一般児童手当に該当する児童が障害児、遺児であるとき、また障害児手当に該当する児童が遺児であるときはそれぞれ加算して支給されます。

## 陸上自衛隊により総合運動場の整地はじまる

産業、貿易、文化、みんなの国にとって大切ですが、国民の生命と財産、国土と国の平和を守ることは他のなものにもまして重要なことです。その一環として、かねてから町に依頼していました福生町熊川南地区の多摩川河川敷の整地工事が1月19日から陸上自衛隊朝霧駐屯建設大隊によりはじめられました。

作業隊長以下20名の隊員は2月25日まで毎日大型ブルトーラー3台で面積約53,000m<sup>2</sup>の整地にとりくんでいます。

今後町ではここを財政計画にあわせ、野球場、バレーコート、テニスコートなどを含む総合運動場や野鳥も楽しめる自然を生かした公園にする計画です。



福生町剣道クラブ練習開始  
参加希望者はお出かけください



エイ、ヤー、オーメン、元気な豆劍士の声が武道館にひびきわたる。福生町剣道クラブでは1月21日から、町内の剣道爱好者とともに剣道をみんなのものにし、心身の鍛錬に役立てようと福生町武道館で練習を開始しました。みなさん、剣道は身心のたんれんに最適です。つぎにより練習をおこなっておりますので参加希望者は開始時刻に武道館(福生町公益質屋裏)へお出かけください。

小学生未満 本午後7時~7時30分、日午前9時~10時  
小・中学生 月水木金 午後7時~8時、日午前10時~11時  
高校・一般 月水木金 午後8時~9時、日午前11時~12時

## 募金総額は

993,216円

ご協力ありがとうございました

昨年の歳末たすけあい運動は、みなさんの温いご協力により多額の募金をいただき、民生委員協議会で協議のうえ、町内のめぐまれない方に配分いたしましたので、ここにご報告と合せて厚くお礼申しあげます。

## 募金内訳

歳入 地名	金額
南 地	26,029円
同 南	11,280
内 武 富 福 鍋 熊 牛 原 志 永 長 加 本 本 本 本 本	15,880
同 南 蔵 見	41,430
谷 ケ	15,570
大 井	15,949
大 井	42,680
大 井	41,900
大 井	41,800
大 井	21,000
大 井	42,230
大 井	29,050
大 井	17,030
大 井	49,550
大 井	19,080
大 井	13,680
大 井	389,000
大 井	27,200
大 井	11,700
大 井	10,300
大 井	36,200
大 井	13,600
大 井	48,500
大 井	43,800
小 計	674,338
寄附者名	金額
福生米穀組合	106,000円
小島吉吉	45,000
福生画廊	37,789
町議会議員一同	24,000
聖愛幼稚園	20,726
多摩幼稚園	18,728
森山節子氏	14,222
福生牛乳組合	10,000
森田正作氏	10,000
福生町役場職員有志	8,838
福生幼稚園	6,500
塙谷製作所社員有志	4,080
福生ボーリスカウト	4,087
大沢朝吉氏	3,316
モナムール	2,592
ともしひ会	2,000
鈴木智恵子氏	1,000
小 計	318,878
合 計	993,216

歳出 配 分	金額
生活保護世帯	369,000円
要保護世帯	177,000
車両施設収容者	166,000
年末年始食品贈入券	140,000
児童施設プレゼント	55,500
協力員事務費	47,200
募金説明会費	14,546
募金用消耗品	9,399
送金用切手代	1,765
災害援護費へ充当	12,806
合 計	993,216

# 町内の小中学生の就学費援助のお知らせ

明日の日本を背負う児童や生徒は、家庭生活のよい悪いにかかわらず平等に教育を受けられる権利があります。ご家庭によっては、たまたま不幸が重なって生活が苦しく児童の就学費がおもうようにならないこともあります。

希望されたご家庭については、その地区的民生委員さんのご意見等もお聞きして参考にし、ご援助させていただかうかきめさせています。

三、世帯主が町税を完納していること

二、学業、性質、行状とも優良な本年度中学校卒業者で在学する学校長から推せんされた者

4月28日までの占領期間中に日本国内で連合国占領軍の軍人軍属などによる交通事故や暴行その他の不法行為のため、がををしたり、病気になった人、あるいは死亡した人の遺族には給付金が支給されます。この請求は今年の2月27日までとなっており、該当者でまだ請求されていない方は至急手続きをしてください。

請求先 横田防衛施設事務所  
福生町福生三三三八(第三小学校裏) 電話 51-3629  
申込〆切 3月31日 なお給付額は月額  
100,000円で返済の必要はありません。詳しいことは福生町教育委員会へお問い合わせください

## 連合国占領軍等により人身被害を受けた者に対する給付金請求は

2月27日まで

たばこは  
町内で買いましょう

くらしのメモ

今年の立春は四日。暦の上に春がきて、まだまだ寒さはびしき冷い北西風が吹きあれます。風邪などにとりつかれないよう冬の終りのこの月を元気に過します。昔から2月は逃げる月といわれあつて、いう間に日がたつてしまいますが、また各家庭では出費が多く収入が少ない月です。家事は手がわよくしてむだのないようにしまします。

進学をひかえたお子さんのある家庭ではいろいろと大変であることが多いと思います。いちばん大切なことは家族全部が暖い気持で見守ってやることです。進学するお子さんは不安感をおかけします。